

2022年11月18日

医療関係者・会員 各位

一般社団法人日本東洋医学会
会長 伊藤 隆
健康保険担当委員会担当理事 金倉 洋一

COVID-19 患者に漢方エキス製剤を処方する際の保険病名について（注意喚起）

COVID-19 患者に対して、保険診療で漢方エキス製剤の投与が広くなされています。しかし、適正使用がなされておらず、しばしば問題を生じているため注意が必要です。漢方エキス製剤には、「COVID-19」の病名で保険上の適応を有している方剤はありません。したがって、「COVID-19」の病名で漢方エキス製剤を投与することは、保険診療の適応外であり算定できないことをご承知ください。もし、COVID-19 患者に対して、必要と考えられる漢方エキス製剤を、保険診療で投与する場合には、必ず各漢方エキス製剤の適応の範囲内で適正使用するようにしてください。例えば、葛根湯エキス製剤を投与する場合には「感冒」などの症候群としての適応病名を、小柴胡湯加桔梗石膏エキス製剤を投与する場合には「扁桃周囲炎」などの症候群としての適応病名を、あるいは桔梗石膏エキス製剤を投与する場合には「咳嗽」などの症候としての適応病名を付すなど、実際の病態および診察所見との矛盾がないように、適正な運用をお願いいたします。

以上